

国税徴収法第104条の規定により、平成30年9月4日実施の不動産公売による公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しましたので、同法第106条第2項の規定により公告します。

平成30年9月6日

京都市長 門川 大作

1 売却区分

行財8

2 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市右京区梅津後藤町
地 番 42番3
地 目 雑種地
地 積 191 m²

(2) 建物

所 在 京都市右京区梅津後藤町 42番地3, 42番地1
家屋番号 42番3
種 類 共同住宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
床面積 1階 148.47 m²
2階 137.76 m²
3階 137.76 m²
4階 137.76 m²

以上登記簿による表示

公売財産(1)及び(2)は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売しました。

3 最高価申込価額

8,462,000円

4 最高価申込者の氏名又は名称

相互施設株式会社

代表取締役 八乙女真弘

5 最高価申込者の決定年月日

平成30年9月4日

6 売却決定の日時

平成30年9月11日午前11時00分

7 売却決定の場所

京都市東山区清水五丁目130番地の6

京都市東山区役所 地下1階会議室

(行財政局税務部収納対策課)